

## 「安全すだちくん」使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、工事現場等仕様「安全すだちくん」(以下「安全すだちくん」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(「安全すだちくん」の使用目的)

第2条 「安全すだちくん」は、県土整備部等が実施する各種事業の啓発等並びに工事現場等の安全衛生及びイメージアップ等に寄与するために使用するものとする。

(使用承認の申請等)

第3条 「安全すだちくん」を使用しようとする者は、あらかじめ「安全すだちくん」使用承認申請書(様式第1号)を「安全すだちくん」を管理する徳島県西部総合県民局県土整備部(以下「管理者」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当するときは、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が使用するとき。
- 二 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- 三 著作権法で認められている私的使用の範囲に該当するとき。

2 前項の使用承認を受けた者は、「安全すだちくん」を使用したときは、速やかに、「安全すだちくん」使用報告書(様式第2号)を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が提出の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(使用承認の基準)

第4条 管理者は、前条第1項の規定による使用承認の申請があったときは、その申請の内容が次のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認することができる。

- 一 第2条の「安全すだちくん」の使用目的に適合しないと認められるとき。
- 二 「安全すだちくん」を正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。
- 三 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- 四 そのほか、管理者が「安全すだちくん」の使用について不相当と認めたとき。

2 前項の承認は、「安全すだちくん」使用承認書(様式第3号)をもって行うものとする。

(使用料)

第5条 「安全すだちくん」の使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 「安全すだちくん」を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 承認された用途にのみ使用し、管理者の指示する使用条件に従うこと。
- 二 承認を受けた者は、当該承認を受けた物件等を譲渡し、貸し渡し、又は担保に供してはならない。
- 三 定められた色、形等を正しく使用すること。

四 「安全すだちくん」の顔、形を大幅に変更したり、裏返し又は規格外の展開、一部使用など応用使用はしないこと。

五 原則として、「安全すだちくん」に近接して承認番号を明記すること。

六 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに管理者に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

(承認内容の変更の申請)

第7条 「安全すだちくん」の使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、「安全すだちくん」使用承認内容変更申請書(様式第4号)を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、「安全すだちくん」使用内容変更承認書(様式第5号)をもって行うものとする。

(承認の取消等)

第8条 管理者は、「安全すだちくん」の使用がこの規程、または、承認内容に違反していると認められるときは、当該承認を取り消すことができる。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、管理者はその責めを負わないものとする。

2 前項の承認の取消しは、「安全すだちくん」使用承認取消通知書(様式第6号)をもっておこなうものとする。

3 第2項の規定により承認を取消された者は、取消通知があった日以降、当該承認に係る物件を使用、販売、配布、掲示等をしてはならない。

4 管理者は、使用承認を受けた者に「安全すだちくん」の使用状況について、報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用承認の非独占性等)

第9条 この規程による使用承認は、使用承認を受けた者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザイン等を使用する権利を付与し、又は商品、使用承認を受けた者等について推奨を行うものではない。

(責任の制限)

第10条 「安全すだちくん」の使用によって生じた使用承認を受けた者の損害又は第三者との間の紛争等に関して、管理者は一切の責任を負わないものとする。

(補足)

第11条 この規程に定めるもののほか、「安全すだちくん」の使用取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年6月7日から施行する。

2 一部改正 平成25年 6月 1日